

## 第8章 計画の達成状況の評価

### 8.1. 数値目標

本計画の達成状況の評価するため、公共交通の目指す目標ごとに評価指標及び目標値を定める。なお、目標値は計画期間最終年度である令和9年度を目標年度とする。

表 8-1 計画の達成状況の評価指標および設定根拠

目指す目標		(参考値)	基準年	目標値
評価指標	指標の設定根拠	R 元年度	R 2 年度	R9 年度
地域公共交通サービスの最適化				
デマンド型乗合タクシーの収支率	利便性増加に伴う費用増と、利用促進による利用増を鑑み、令和元年度並の収支率を目指す。	(15.9%)	14.5%	15.9%
コミュニティバス及びデマンド型乗合タクシーの、輸送人員1人当たりの公共交通の町財政負担額	今後も労務環境改善等に伴う費用増加が想定される中、利用促進を図り、デマンド型乗合タクシーの輸送人員を増加させることで、財政負担額を基準年並に維持する。	(888 円)	867 円	867 円
自家用車に頼らない歩けるまちづくり				
公共交通年間利用者数 ・吉野ヶ里公園駅 JR 乗車人員 ・路線バス輸送人員【西鉄バス 40、43 番】(補助年度) ・デマンド型乗合タクシー輸送人員	鉄道及び路線バスについては、通学における公共交通利用促進を図り、減少傾向を食い止めることで、令和2年度基準値を維持する。デマンド型乗合タクシーについては、利便性向上と利用促進を図ることで、輸送人員を増加させる。	吉野ヶ里公園駅 JR 乗車人員		
		(473,770 人)	379,542 人	379,542 人
		路線バス輸送人員		
		(662,639 人)	568,063 人	568,063 人
		デマンド型乗合タクシー輸送人員		
		(4,286 人)	3,241 人	8,000 人
観光来訪の促進				
吉野ヶ里町観光入込客数	タクシーを活用した観光を促進し、観光客が訪れやすい環境を整備することで、観光入込客数を令和元年度並への回復を目指す。	(1586.6 千人)	— (未発表)	1586.6 千人
関係者相互の連携向上				
交通結節点のデマンド型乗合タクシーの日あたり乗降客数 (JR 吉野ヶ里公園駅、東目達原、目達原、三田川バス停)	デマンド型乗合タクシーと鉄道や路線バスとの乗継環境を向上させ、交通結節点における乗降者数を増加させる。	(5.1 人/日)	3.6 人/日	10 人/日

## 8.2. PDCA サイクルによる計画の継続的な改善

目標を達成するためには、計画的に事業を進めることが重要である。そのために、継続的に取り組みを実施していく（Do）と同時に、その取り組み結果を詳細に把握・評価し（Check）、課題が見つければさらに見直しを検討・調整し（Action）、新たな取り組みの計画を立案する（Plan）という「PDCA」のサイクルに基づいて進める。このサイクルの継続的实施により、取り組み状況やその効果を施策実施の都度把握・検証し、次のステップへとつなげることで持続可能な公共交通ネットワークの構築に寄与させることができる。

なお、評価については、事業者から提供されたデータ等により数値指標を計測し、目標値と照らし合わせて評価を実施する。

表 8-2 PDCA の実施サイクル

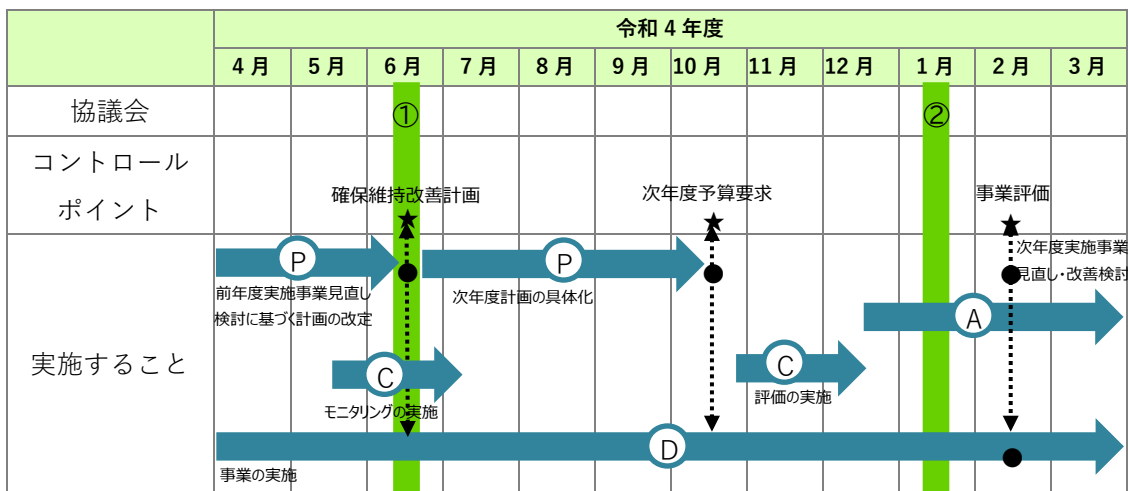
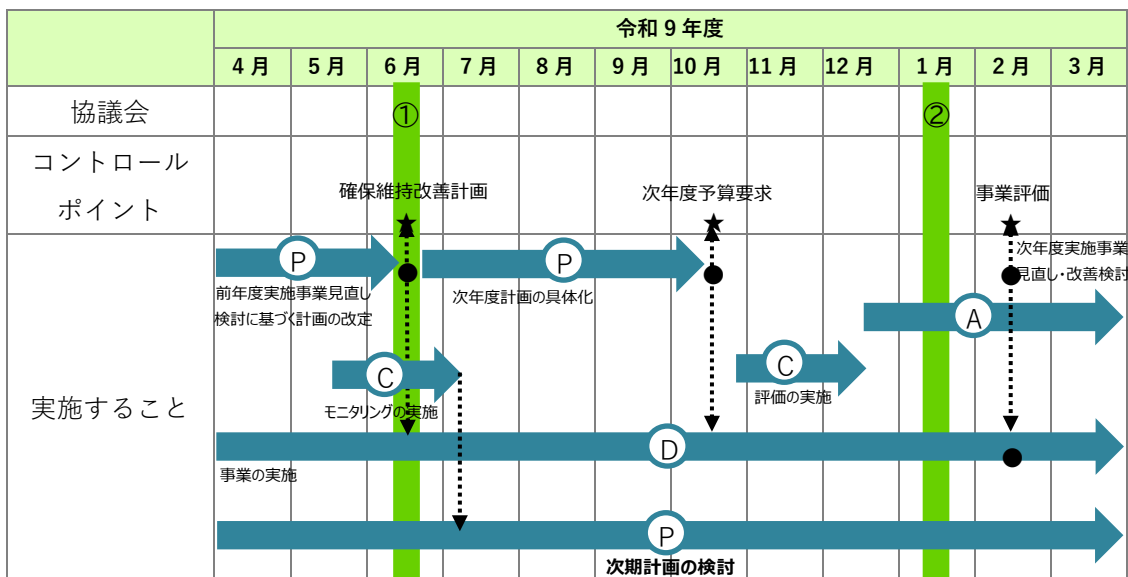


表 8-3 PDCA の実施サイクル（計画最終年度）



### 8.3. 計画の推進体制

本計画は、改正地域公共交通活性化再生法及び交通政策基本法の趣旨に鑑み、計画の策定主体である本町を中心に、吉野ヶ里町地域公共交通活性化協議会の構成員である交通事業者、地域住民、行政が一体となり、それぞれが主体性を発揮しながら、推進を図る。

事業主体	役割
吉野ヶ里町	関係者との密接な連絡調整 新規事業の企画・立案
交通事業者	旅客運送サービスの質の向上 利用状況などのデータの収集・分析及び吉野ヶ里町との共有 積極的な利用促進事業の実施
地域住民	公共交通機関の積極的な利用 情報受信など積極的な公共交通に対する関心 地域における要望などの取りまとめ
県	広域的な見地からの助言
国	先進事例などの情報提供 行政及び交通事業者の人材育成

補助系統に係る事業の概要や役割等を示した一覧表

事業主体	運行系統名	起点	経由地	終点	運行の態様	補助事業の活用	役割
吉野ヶ里町地域公共交通活性化協議会	循環線(デマンドタクシー)		吉野ヶ里町及び上峰町、神崎市		区分	フィーダー補助	町内全域、神崎市及び上峰町内の一部地域を運行し、軸となる幹線に接続する。 なお、神崎市及び上峰町には費用負担がないため、両市町における計画の位置づけはない。

(備考)

・上記系統については、役割欄に記載のとおり地域にとって重要な役割を担っており、町や事業者の運営努力だけでは路線の維持が難しく、地域公共交通確保維持事業により運行を確保する必要がある。